平成２８年（フ）第２９号
岐阜県飛騨市古川町若宮１丁目３番52号
コーポ古川Ⅱ棟Ｄ号室
債務者　三浦　　藍
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
静岡県富士市入山瀬２丁目９番60号　内藤アパート
債務者　村田二美子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４６９号
広島県東広島市豊栄町能良771番地
債務者　久場　　進
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
広島県三原市宮浦３丁目27番19号　グランジュテ２号室
債務者　竹野　雄太
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１０４９号
福岡市城南区片江１丁目８番９号
債務者　白石　智子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０５８号
福岡市中央区港３丁目７番12号
債務者　吉原　幸一
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０７２号
福岡県糟屋郡志免町田富３丁目８番21―405号
債務者　吉村　　理
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０１号
鹿児島県鹿児島市上荒田町17番２号
債務者　滿　　哲**蔵**
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
奈良市恋の窪１丁目17番10号
債務者　佐藤　敏子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２１１号
奈良市恋の窪１丁目17番10号
債務者　西口　弘美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１８号
茨城県取手市小文間5814番地３
債務者　稲葉　やい
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
茨城県取手市椚木179番地６
債務者　加藤　英美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
岐阜県羽島郡笠松町松栄町109番地
債務者　齊**藤**　昭子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５６２号
神戸市垂水区舞子坂１丁目11番12号、従前の住所神戸市垂水区塩屋台３丁目11番１号
債務者　今井　孝治
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９号
鹿児島県奄美市名瀬大字小湊44番地２
債務者　川畑　秀樹
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第３０６５号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目20番７号
債務者　中村　正生
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６５号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―1024号
債務者　松本　健一
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９５号
東京都立川市柏町３丁目31番地の１サン・グレイス柏101号
債務者　波多野　勇
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部